

職員の懲戒処分について

1. 被処分者

加古川市内小学校 調理師 57 歳 男性

2. 処分内容

減給 10 分の 1 3 箇月

3. 処分年月日

令和 5 年 10 月 6 日

4. 非違行為の概要

当該職員は、持病により月 1 回の通院が必要である。本人の負担軽減のため、当該傷病に係る通院について、年 1 回の申出をすることで、月 1 回の「私傷病による療養休暇（以下、療養休暇という。）」を承認し、都度の診断書提出を不要とする措置を受けていた。

このたび 4 月 29 日に療養休暇の取得を申請して勤務日に出勤しなかったが、通院していなかった事実が判明したことから、本人に説明を求めたところ、休暇申請を偽り不正に勤務を怠ったこと、また、記録が確認できる平成 30 年度から令和 4 年度までは行っていたことが判明した。

このことは、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第 33 条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行である。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、3 箇月間の減給 10 分の 1 の懲戒処分とした。